

令和7年12月
国際統括官付

文部科学省「日本のユネスコ加盟75周年記念ロゴマーク」利用規程

1. 趣旨

文部科学省「日本のユネスコ加盟75周年記念ロゴマーク」（以下「本件著作物」という）は別添に定めるとおりとし、その利用に関し必要な事項を本規程により定めるものである。

2. 管理事務

本件著作物の著作権は文部科学省が保有し、管理事務はユネスコ未来共創プラットフォーム事務局が行う。

3. 禁止事項

本件著作物を利用する者は、8（1）～（12）に定める事項に抵触してはならない。

4. 利用手続等

- (1) 次の各号に該当する場合は、4（2）に定める、本件著作物の利用に関する手続を要しない。
- (a) 日本国政府、地方公共団体、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟及びその会員、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターが利用する場合
 - (b) 報道を目的に利用する場合
 - (c) 日本ユネスコ国内委員会後援名義の使用について承認された行事等の申請者
 - (d) 日本のユネスコ加盟75周年記念事業として登録された行事等の申請者
- (2) 本件著作物を利用しようとする者は4（1）に該当する場合を除き、利用の10日前までに、「日本のユネスコ加盟75周年記念ロゴマーク」利用申請フォームを提出し、本件著作物利用承認を得るものとする。

5. 本件著作物を利用する者の責務等

本件著作物を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、文部科学省は本件著作物の利用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

6. 著作権の帰属

本件著作物を利用する者は、制作した全てのアートワーク、グラフィック・

レイアウトその他これらに類するものに利用した本件著作物の著作権その他の権利が文部科学省に帰属することを認めるものとする。

7. 本件著作物の利用承認の取消し

本件著作物を利用する者が、8（1）～（12）に定める事項に抵触し、利用改善の要求に従わない場合には、文部科学省は当該利用者に対する利用承認を取り消すとともに頒布物の回収、撤去することができる。なお、文部科学省はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8. 本件著作物の利用に関する禁止事項

本件著作物について、次の事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 本件著作物を改変（色、形、比率、要素の追加・削除）して利用する場合。
- (2) 本件著作物の目的等と著しくかい離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 政治的・宗教的活動への利用、又はそのおそれがある場合。
- (5) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (6) 利用者が本件著作物の利用、又はそれらを用いた物品、印刷物及びサービス等の提供により利益及び収益を上げている又は上げる可能性のある場合。
- (7) 募金活動と結びつけて利用する場合。
- (8) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして利用する場合。
- (9) 申請内容に虚偽の情報を含む場合。
- (10) 利用者が実態の無い団体の場合。
- (11) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。
- (12) 本件著作物の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合。
- (13) その他、本規程の定めに適合しない場合。

9. 利用期間

本著作物の利用期間は、令和8年1月1日から令和8年12月31日までとする。

10. その他

本規程に定めるもののほか、必要な事項は文部科学省国際統括官付において別に定める。

別添

図

文部科学省「日本のユネスコ加盟 75 周年記念ロゴマーク」

(縦)



(横)

